

カ ラ オ ケ 騒 音 を
防 止 す る た め に

八 尾 市 環 境 部 環 境 保 全 課

〒581-0026

八尾市曙町2丁目11番地 八尾市立リサイクルセンター 学習プラザ2階

TEL 072-924-8537 (直通)

FAX 072-924-0182

(はじめに)

飲食店・スナック等においてカラオケ装置を新たに設置される場合は、八尾市生活環境の保全と創造に関する条例（平成 30 年 10 月 1 日施行。以下「市条例」といいます。）により届出が義務づけられています。さらに、午後 9 時から翌日の午前 6 時までカラオケ装置を使用する場合は、構造基準(p. 3 参照)を遵守しなければなりません。

この他にも騒音の規制基準、深夜の営業時間の制限がある場合がありますので、カラオケ装置設置の計画がある場合は、事前に環境保全課までご相談下さい。

1. 騒音に係る規制基準

大阪府生活環境の保全等に関する条例で、下記のとおり規制基準を遵守することが定められています。

(単位：dB)

時間の区分 区域の区分		朝	昼	夕	夜
		午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日の 午前 6 時まで
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	4 5	5 0	4 5	4 0
B	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	5 0	5 5	5 0	4 5
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	6 0	6 5	6 0	5 5
D	工業地域 工業専用地域 八尾空港の敷地	6 5	7 0	6 5	6 0

※ Dの区域のうち、学校・保育所・病院等（昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの）の敷地の周囲 50mの区域、及びBの区域の境界線から 15m以内の区域については、Cの基準が適用される。

2. 構造基準と基準遵守のために必要な措置

午後9時から翌日の午前6時までにおいて、カラオケ装置を用いて営業する場合は、市条例に定める構造基準を遵守する必要があります（p. 3）。

構造基準中の「同等以上の防音効果を有するもの」とは、次のとおりの透過損失を有するもので、自室等によりその側壁面等が必要な防音効果を有する場合は、同等以上の防音効果とすることとしています。

		(周波数 500Hz)	
構 造 の 各 部		A 地 域	B 地 域
壁	長屋又は共同住宅の対象室相互の界壁	50dB 以上	50dB 以上
	上記以外の壁	45dB 以上	40dB 以上
窓 及 び 戸		40dB 以上	35dB 以上
天井・床	長屋又は共同住宅の対象室の階上又は階下を他人が居住、執務、作業、集会、娯楽又はこれらに類する室に使用する場合	50dB 以上	45dB 以上
	上記以外の場合	30dB 以上	30dB 以上

※ 「A 地域」とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び市街化調整区域をいう。

「B 地域」とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに八尾空港の敷地をいう。

その他吸排気口の位置は隣家等に接する場所を避け、出入り口等の空間地に面した部分に設置すること、構造は隙間をなくし気密性を保つこととしています。

構造基準

地域の区分		A 地域	B 地域
構造			
壁	長屋又は共同住宅の対象室相互の界壁	コンクリートの厚さが20cm以上で、かつ、両面に各1cm以上のモルタル等を塗ったもの又はこれと同等以上の防音効果を有するもの	コンクリートの厚さが20cm以上で、かつ、両面に各1cm以上のモルタル等を塗ったもの又はこれと同等以上の防音効果を有するもの
	上記以外の壁	コンクリートの厚さが15cm以上で、かつ、両面に各1cm以上のモルタル等を塗ったもの又はこれと同等以上の防音効果を有するもの	コンクリートの厚さが10cm以上で、かつ、両面に各1cm以上のモルタル等を塗ったもの又はこれと同等以上の防音効果を有するもの
窓		気密型サッシの二重窓でガラスの厚さが各0.5cm以上で、かつ、中空層を20cm以上とったもの又はこれと同等以上の防音効果を有するもの	気密型サッシの二重窓でガラスの厚さが各0.5cm以上で、かつ、中空層を15cm以上とったもの又はこれと同等以上の防音効果を有するもの
戸		二重構造の鋼板の厚さが各0.2cm以上で、中空層を4.5cm以上とりグラスウールを充填したもので、かつ、戸当たり部との圧密度の良好なもの又はこれと同等以上の防音効果を有するもの	二重構造の鋼板の厚さが各0.2cm以上で、中空層を4.5cm以上とったもの又はこれと同等以上の防音効果を有するもの
天井・床	長屋又は共同住宅の対象室の階上又は階下を他人が居住、執務、作業、集会、娯楽又はこれに類する室に使用する場合	コンクリートの厚さが20cm以上で、かつ、両面に各1cm以上のモルタル等を塗ったもの又はこれと同等以上の防音効果を有するもの	コンクリートの厚さが20cm以上のもの又はこれと同等以上の防音効果を有するもの
	上記以外の場合	コンクリートの厚さが10cm以上のもの又はこれと同等以上の防音効果を有するもの	コンクリートの厚さが10cm以上のもの又はこれと同等以上の防音効果を有するもの
換気口及び換気設備		(1) 吸排気口は、周辺の生活環境に障害を及ぼさない適切な位置に設けること。 (2) 吸排気口は、吸音効果を有するダクトを設けること。	(1) 吸排気口は、周辺の生活環境に障害を及ぼさない適切な位置に設けること。 (2) 吸排気口は、吸音効果を有するダクトを設けること。